

# 告示

## 埼玉県告示第千八百八十五号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十七年十月二十日

埼玉県知事 上田清司

一〇 ㊦	免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間	
		03C091865	一	船舶		
						平成二十六年十月二日
						平成二十七年三月三十一日
免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称						
千葉県南房総市富浦町多田良千二百五十四番地の七十五						
富浦町漁業協同組合						
免税証を交付した事務所		亡失年月日				
埼玉県自動車税事務所		平成二十七年三月三十一日				